

青森県公安委員会告示第134号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、次のとおり青森県むつ市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和7年10月31日

青森県公安委員会委員長 横町 俊明

1 合意した者

- (1) 下北交通株式会社
- (2) ジェイアールバス東北株式会社
- (3) 有限会社むつ車体工業
- (4) BOLDLY株式会社
- (5) 青森県公安委員会
- (6) むつ市長
- (7) 東北運輸局青森運輸支局長

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称別紙「バス停留所一覧表」のとおり。

3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲
BOLDLY株式会社が行う自動運転バス実証運行の用に供する自動車に限る。

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2の停留所に乗合自動車が停車又は駐車する際は、3の自動車が停車又は駐車をしないように留意すること。